

ID: 1829

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	事業計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第6条第1項		
法令番号	平成30年法律第68号		
【根拠条文】 (事業計画の変更) 第6条 認定事業者は、第4条第1項の認定を受けた事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。 3 第4条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日